

議題 1

令和元年度実績に基づくインセンティブ制度の運用について

令和2年度第二回評議会

1. インセンティブ制度の概要

インセンティブ制度の概要

趣旨

支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、上位23支部へ報奨金によるインセンティブを付与するという制度

評価指標

- ①特定健診等実施率
- ②特定保健指導の実施率
- ③特定保健指導対象者の減少率
- ④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- ⑤後発医薬品の使用割合

評価方法

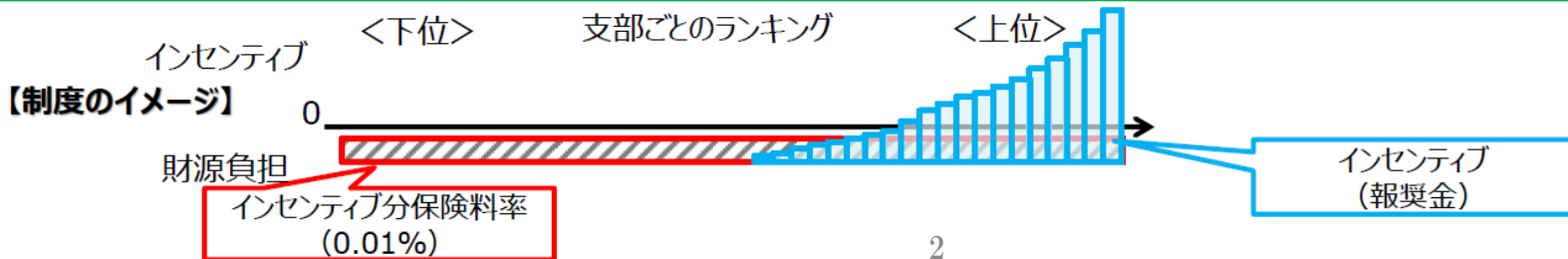
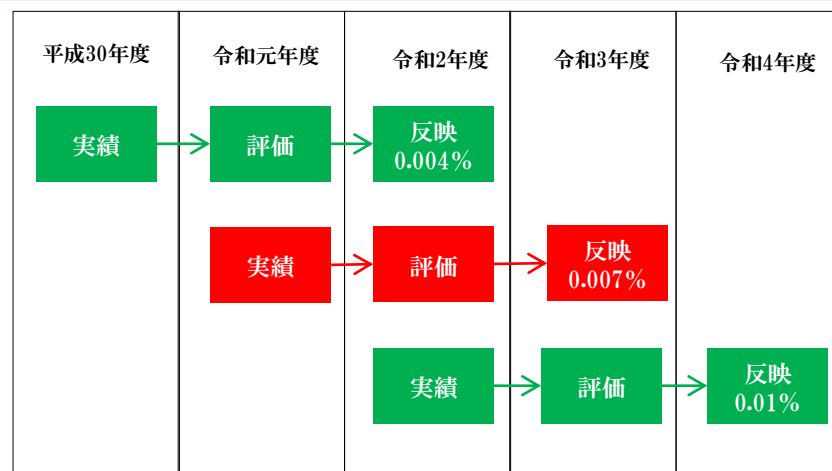
- 平均偏差値50を素点50とし、支部ごとの実績値の素点を合計した総得点で支部をランキング付けする。
- 上位23支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金で、段階的な保険料率の引下げを行う。

報奨金

- 報奨金の財源は、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に盛り込む。
- 報奨金の規模は、0.01%とするが、制度導入に伴う激変緩和措置として3年間で段階的に導入する。

令和2年度の規模	0.004%
令和3年度の規模	0.007%
令和4年度以降の規模	0.01%

スケジュール



2. 令和元年度実績の評価方法等について

インセンティブ制度への新型コロナウイルス感染症の影響に係る論点

事象

1. 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、インセンティブ制度の評価指標は、以下の直接的な影響を受けた。
 - (1)協会主催の集団健診の実施を中止→健診受診率や保健指導の実施率等に影響
 - (2)対面による特定保健指導（協会保健師等）を中止→保健指導の実施率等に影響
 - (3)医療機関への受診に係る勧奨の中止→要治療者の医療機関受診率に影響
 - (4)医療機関や薬局へ訪問による情報提供を中止→後発医薬品の使用割合に影響
2. 契約健診機関が自主的に健診業務を中止したことや、加入者が医療機関、健診機関への受診を自粛した。

事務局案

令和元年度実績への影響は、令和2年3月のみの限定的なものであり、影響を最小限に抑える評価方法を検討し、当初方針どおりに実施してはどうか。

なお、令和2年度実績については、政府による緊急事態宣言（4月7日～5月25日）が発出されるなど、年度当初から影響を受けていることから、予定通りとするかを、来年度改めて検討することとしてはどうか。

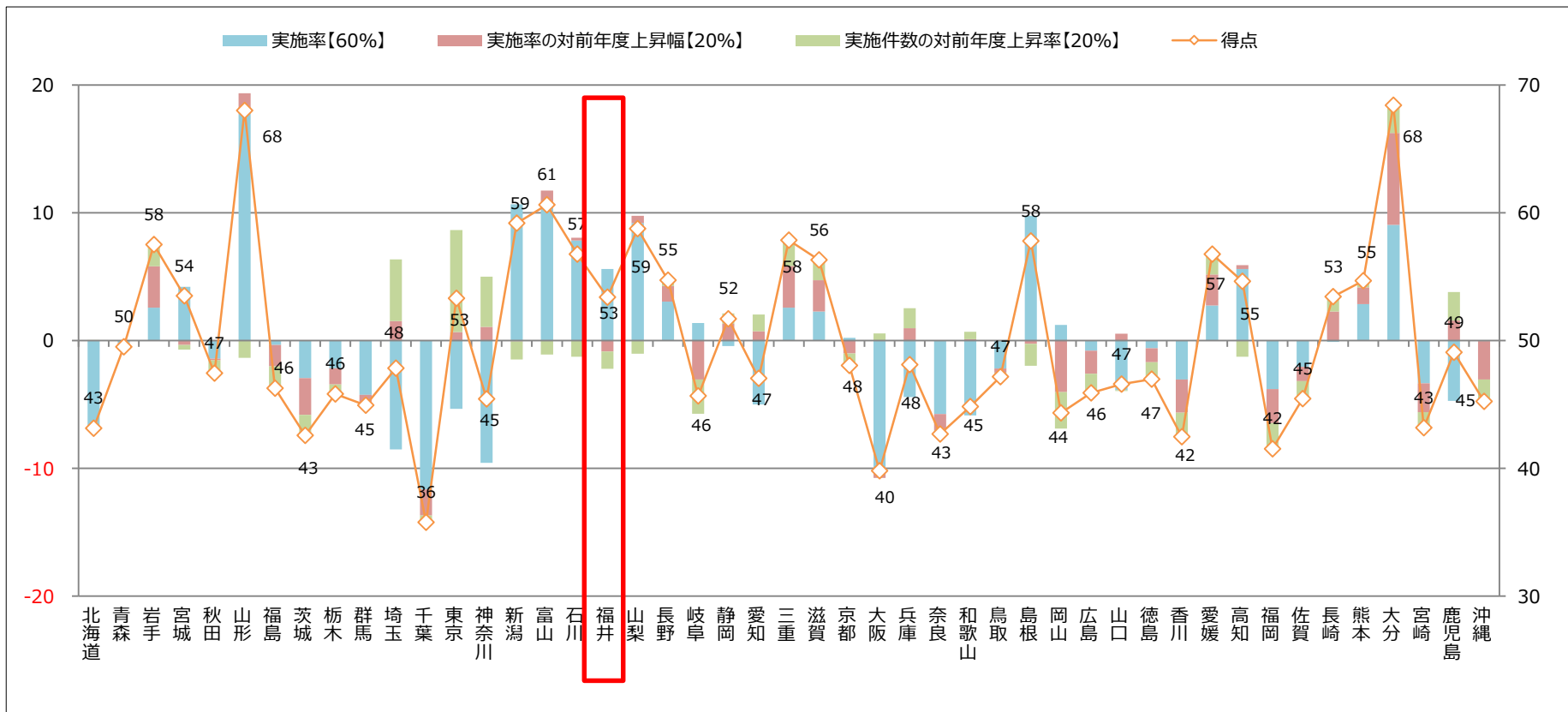
論点

事務局が提案する次ページ以降の評価方法に基づく、令和3年度へのインセンティブ制度の反映についてどのように考えるか。

【評価指標①】 特定健診等の実施率の評価方法（案）

（実績算出方法：40歳以上の加入者のうち、特定健診を受診した者の数）

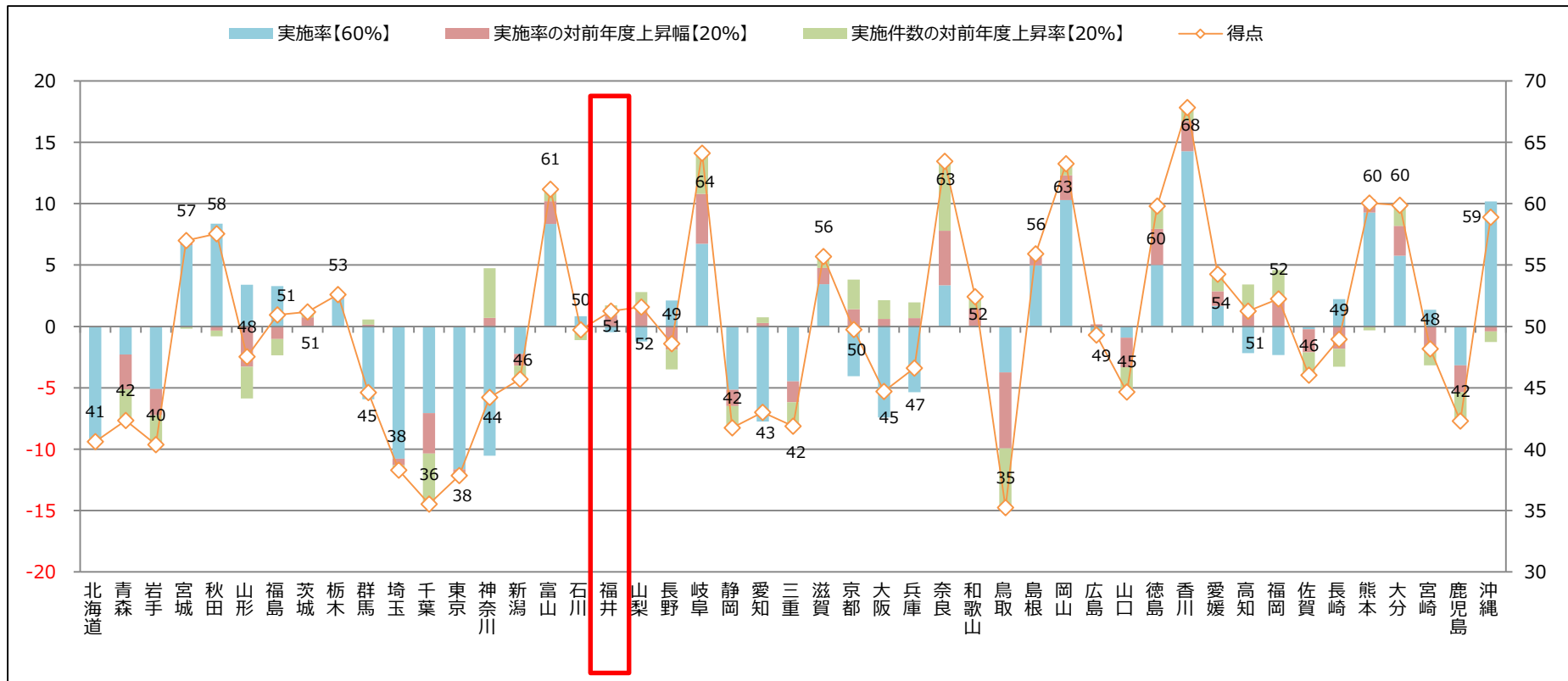
3月度の受診率を直近3年の受診率の特性に応じて補正した数値と、令和元年度通年の実績のどちらか高いほうの数値で支部ごとに評価する。



【評価指標②】 特定保健指導の実施率の評価方法（案）

（実績算出方法：特定保健指導対象者のうち、特定保健指導最終評価修了者数）

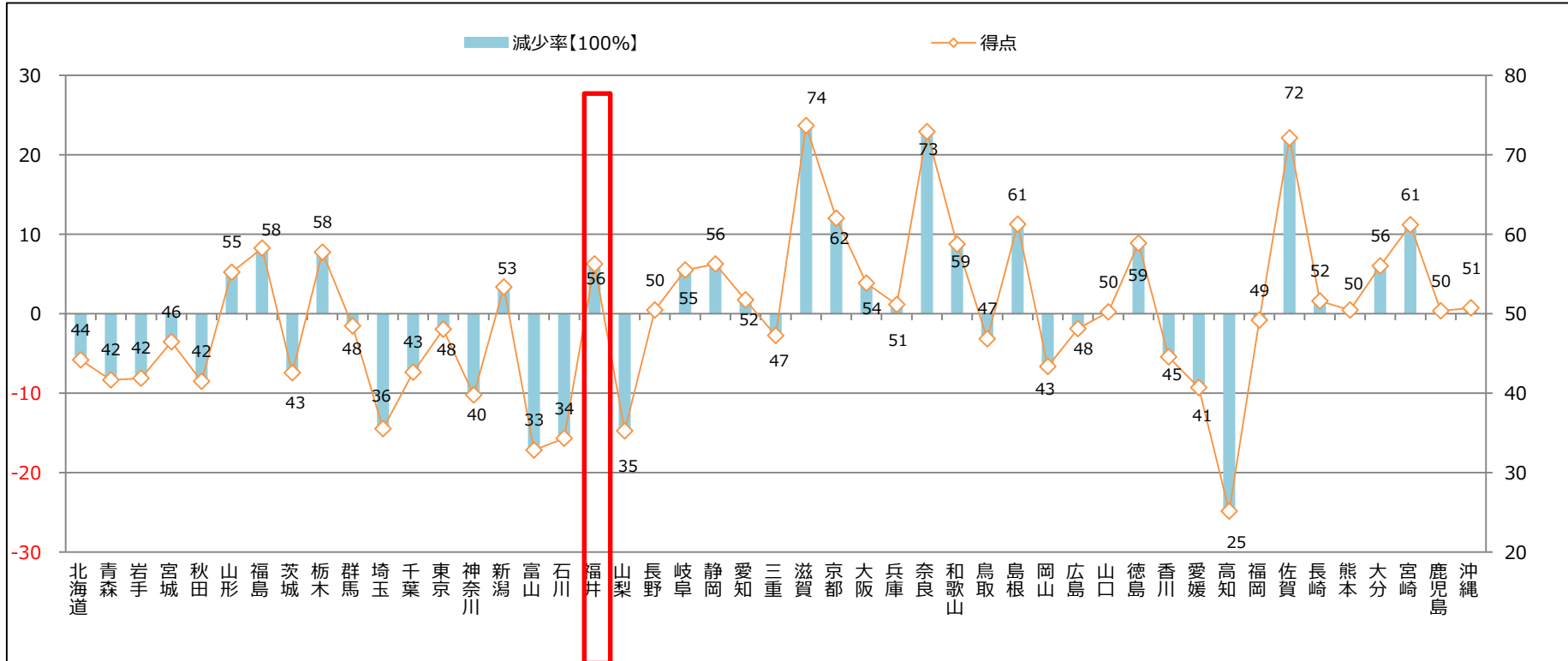
3月度の受診率を直近3年の受診率の特性に応じて補正した数値と、令和元年度通年の実績のどちらか高いほうの数値で支部ごとに評価する。



【評価指標③】特定保健指導対象者の減少率の評価方法（案）

（実績算出方法：前年度特定保健指導対象者のうち、当年度健診受診者の特定保健指導非該当者数）

推計が困難なため、令和元年度の実績値で評価する。

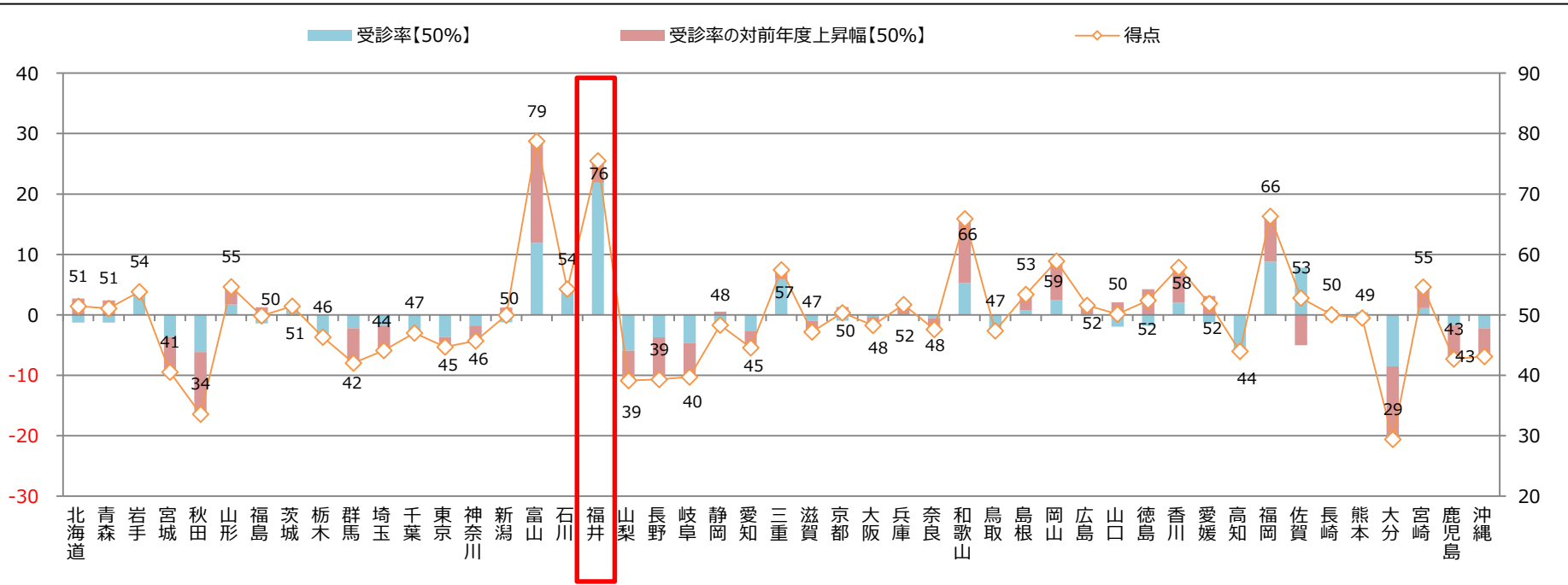


【評価指標④】 要治療者の医療機関受診率の評価方法（案）

（実績算出方法：受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までの医療機関受診者数）

医療機関への受診自粛の影響を受けた期間を除いて評価する。（勧奨発送が令和元年11月まで）

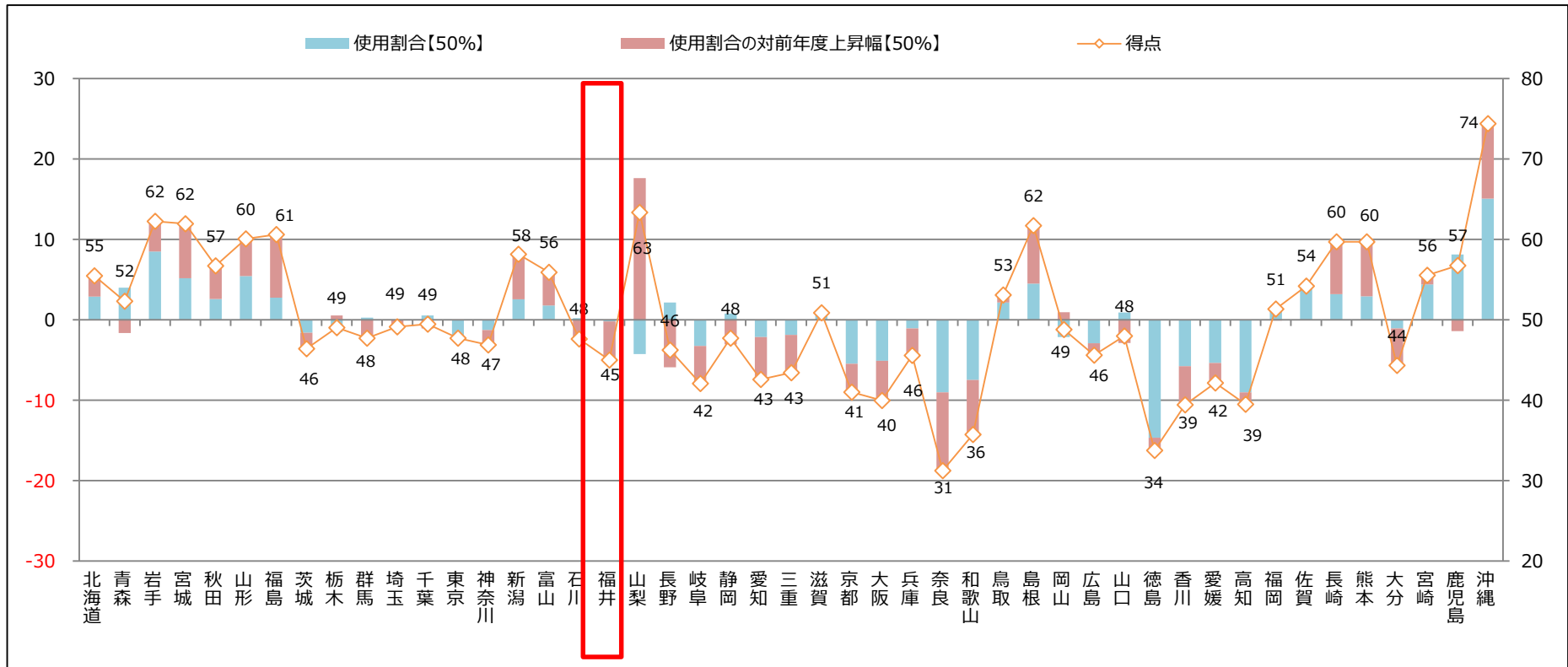
健診受診月	H30年10月	H30年11月	H30年12月	H31年1月	H31年2月	H31年3月	H31年4月	R1年5月	R1年6月	R1年7月	R1年8月	R1年9月
一次勧奨 発送月	H31年4月	R1年5月	R1年6月	R1年7月	R1年8月	R1年9月	R1年10月	R1年11月	R1年12月	R2年1月	R2年2月	R2年3月
評価期間 (レセプト確認)	R1年5月	R1年6月	R1年7月	R1年8月	R1年9月	R1年10月	R1年11月	R1年12月	R2年1月	R2年2月	R2年3月	R2年4月
	R1年6月	R1年7月	R1年8月	R1年9月	R1年10月	R1年11月	R1年12月	R2年1月	R2年2月	R2年3月	R2年4月	R2年5月
	R1年7月	R1年8月	R1年9月	R1年10月	R1年11月	R1年12月	R2年1月	R2年2月	R2年3月	R2年4月	R2年5月	R2年6月



【評価指標⑤】 後発医薬品の使用割合の評価方法（案）

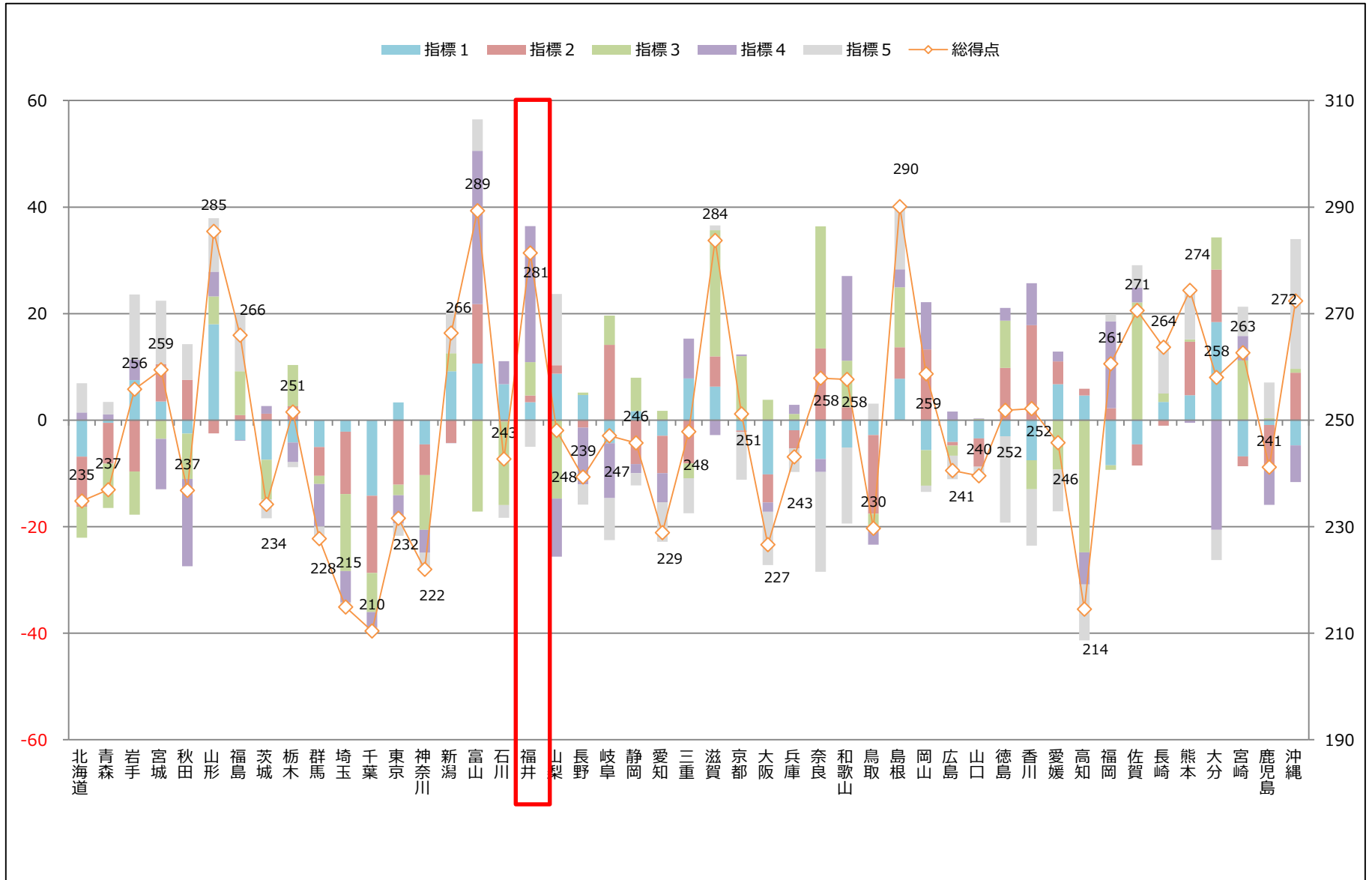
（実績算出方法：後発医薬品の年度平均使用割合）

支部ごとの影響に格差は生じていないため、平成31年4月から令和2年3月分の実績で評価する。



5つの評価指標の採用案のデータを用いた実績の試算

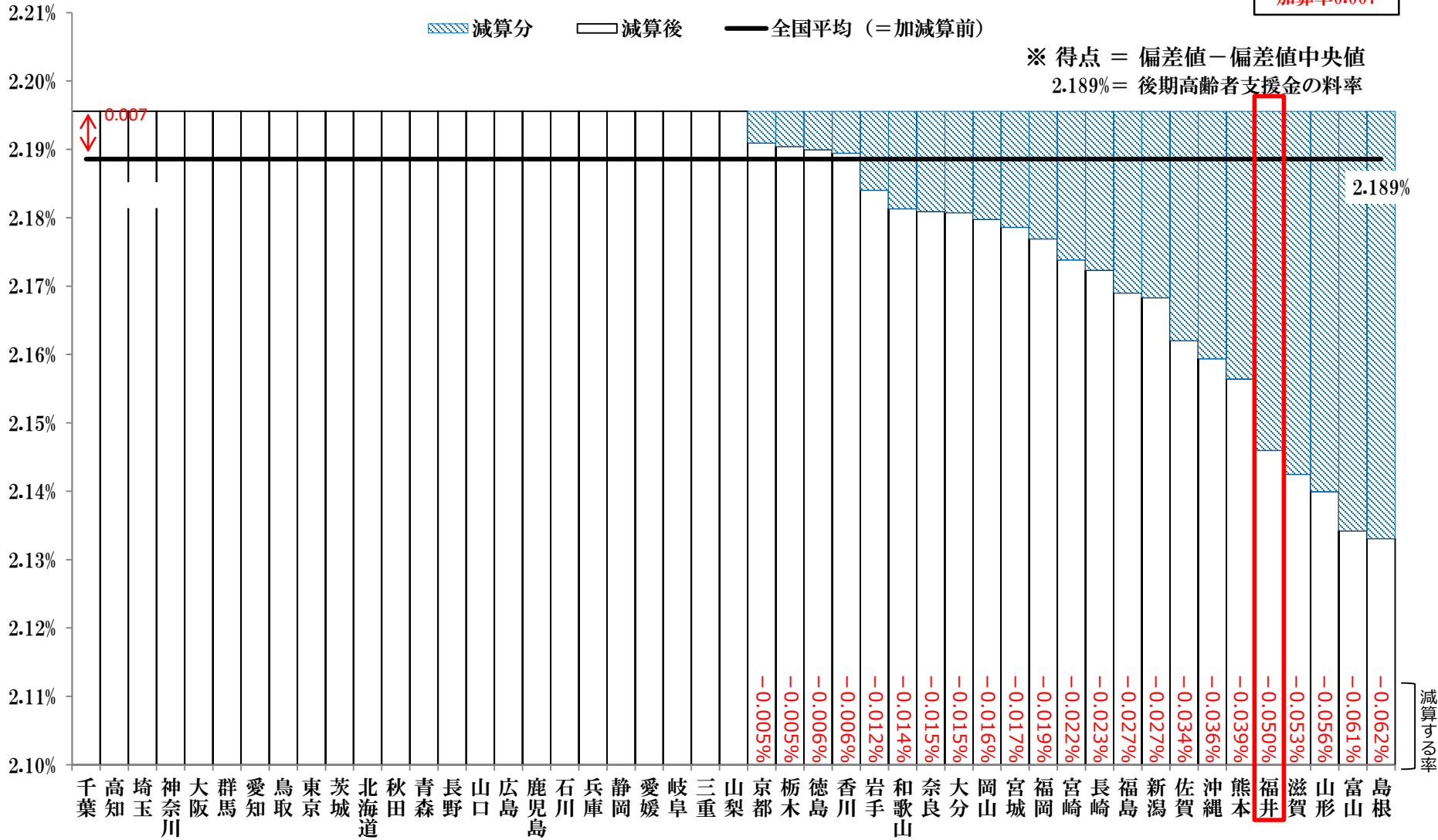
〔総得点〕



5つの評価指標の採用案のデータを用いた実績の試算

【令和元年度（2019年度）実績評価 ⇒ 令和3年度（2021年度）保険料率へ反映した場合】

加算率0.007



福井支部の令和3年度保険料率へは、**0.050%**の減算を推計